

# 四半期報告書

(第16期第1四半期)

自 平成22年1月1日  
至 平成22年3月31日

株式会社トライアイズ

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	12
----------	----

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	16

2 株価の推移	16
---------	----

3 役員の状況	16
---------	----

第5 経理の状況	17
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21

2 その他	28
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	29
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月14日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	TriIs Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 赤根 克洋
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第16期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高(千円)	3,528,728	2,134,700	12,965,649
経常損失(△)(千円)	△158,512	△425,645	△321,832
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△168,243	△779,079	△423,746
純資産額(千円)	8,958,191	7,798,380	8,688,297
総資産額(千円)	15,501,838	11,634,888	12,408,004
1株当たり純資産額(円)	6,284.10	5,564.71	6,095.05
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(△)(円)	△123.57	△583.88	△314.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	54.3	63.3	65.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△402,913	△648,840	△710,654
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△108,201	44,712	△124,869
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	377,933	168,840	△715,763
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,827,336	1,973,084	2,402,331
従業員数(人)	409	356	370

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、子会社である東京ブラウス株式会社及び株式会社松崎については、債務超過会社であり、債務超過額は以下のとおりであります。

東京ブラウス株式会社 362,268千円

株式会社松崎 217,210千円

その他の子会社については、重要な変更はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	356 (435)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	7
---------	---

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
建設コンサルタント事業 (千円)	39,065	78.1
ファッションブランド事業 (千円)	367,437	79.9
合計	406,503	79.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
建設コンサルタント事業	758,252	70.0	3,848,428	105.9
合計	758,252	70.0	3,848,428	105.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ファッションブランド事業につきましては、見込生産を行っているため記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	前年同四半期比 (%)
建設コンサルタント事業 (千円)	503,377	33.2
ファッションブランド事業 (千円)	1,631,323	81.0
合計	2,134,700	60.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 主要な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容について重要な変更はありません。

当社グループは前連結会計年度において、387,638千円の営業損失を計上し、また、当第1四半期連結会計期間においても443,176千円の営業損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで、当社グループは、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 経営成績に重要な影響を与える要因に対する経営改善策」に記載の対策を講じ、当該事象の解消と改善に向けて努めており、その結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、いまだ脆弱であるものの景気の踊り場局面を脱し、緩やかな回復局面に入ったと言われております。しかしながら、企業のコスト削減力は依然大きく、期待可処分所得の減少傾向は続いており、家計の実質購買力が弱い状況は解消しきれていない、つまり、景気が完全に回復基調に入ったとまではいえない、不安定な状況で推移しております。

そのような経済環境のなか、当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.1となり光る企業グループを目指しています。当第1四半期連結会計期間も引き続き、その目標の実現のために、建設コンサルタント事業とファッションブランド事業という2つの中核事業の業績改善・拡大を図り、当社グループ全体の企業価値向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は2,134百万円（前年同期比39.5%減）と大幅な減収となりました。販売費及び一般管理費は1,148百万円（前年同期は1,426百万円）と引き続き経費削減を続けておりますが、売上高の減少が大きく、営業損失が443百万円（前年同期は190百万円の営業損失）、経常損失が425百万円（前年同期は158百万円の経常損失）となりました。

特別利益につきましては、東京ブラウス株式会社及び株式会社松崎の一部事業縮小に伴い、両社の負ののれんの定額償却後残額455百万円を一括償却計上しました。一方特別損失には、両社の縮小事業に係るたな卸資産評価損267百万円及び構造改革費用576百万円を計上した結果、税金等調整前四半期純損失は822百万円（前年同期は156百万円の税金等調整前四半期純損失）、四半期純損失は779百万円（前年同期は168百万円の四半期純損失）となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるセグメント別の取り組みは以下のとおりです。

#### (建設コンサルタント事業)

建設コンサルタント事業においては、株式会社アイ・エヌ・ユーが、前連結会計年度から引き続き韓国における営業活動を展開し、また、ITソリューション部門で情報漏洩防止ソフト、OmniTrustが大型案件を受注するなど、積極的な営業姿勢を継続しております。しかし、完成基準とはいえ平準化を図っている売上計上ではありますが、どうしても納期が集中する3月および9月に偏る、季節的要因による不規則性は回避できず、当第1四半期連結会計期間での売上高は503百万円（前年同期比66.8%減）となりました。

前年同期に比べ大幅減収となっているのは、同社の決算期変更により前記季節変動による売上ピーク時期が第2四半期連結会計期間にずれたことが大きな要因です。

#### (ファッションブランド事業)

ファッションブランド事業を行う、東京ブラウス株式会社、株式会社松崎、濱野皮革工藝株式会社の3社ですが、百貨店を中心とした販売展開をしてきた東京ブラウス株式会社、株式会社松崎については、大幅な販路建て直しが喫緊の課題であり、当社グループに参入してからの約1年半のほぼ全期間で営業損失を計上していることから、全国百貨店をカバーする卸売事業は限界であると判断し、不採算取引先となっている百貨店での販売活動の停止を基本方針として決議しました。

かかる取引先からの撤退は、値引処分や返品、在庫商品の販路の減少など、一時的にグループ業績への相応のマイナス要因となりますが、内外の景気や百貨店業界の動向を考慮するに、既存路線の継続はそれ以上のマイナス影響を受けかねないとの見方から同決議に至った次第です。

今後は、一部採算のとれている優良取引先を残しながら、将来的にはB to BのビジネスモデルからB to Cへのダイレクト・マーケティング・モデルへの転換を模索し、収益性の確保、ひいては当社グループ業績への貢献、当社グループ全体の企業価値向上に寄与できる事業構造を目指していく所存です。

一方、ファッションブランド事業に属するもう一社、濱野皮革工藝株式会社については、民放局のTVショッピング、QVC、インターネットなどによる販売が比較的堅調に推移しておりますが、個人消費の本格的な回復はまだ先という厳しい環境下において、必ずしも楽観できる状況ではないものと認識し、引き続き効果的且つ効率的な営業展開に努めてまいります。

これらの結果、当事業の売上高は1,631百万円（前年同期比19.0%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により648百万円の減少、投資活動により44百万円の増加、財務活動により168百万円増加した結果、前連結会計年度末と比べ429百万円減少し、1,973百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は648百万円（前年同期は402百万円の使用）となりました。主な資金の減少要因は、税金等調整前四半期純損失822百万円に加え、負ののれん一括償却額455百万円及びたな卸資産の増加額339百万円ですが、たな卸資産の増加は仕掛品の増加374百万円が主な要因であります。一方主な資金の増加要因は、売上債権の減少389百万円及び構造改革費用引当金の増加576百万円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は44百万円（前年同期は108百万円の使用）となりました。これは、投資有価証券売却による収入33百万円があったことが主な要因であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は168百万円（前年同期は377百万円の回収）となりました。これは、短期借入金の純増額200百万円、自己株式取得による支出20百万円が主な要因であります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

### ① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

### ② 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は平成19年に純粋持株会社となり、現在は傘下の子会社が事業を行っております。主要な事業ポートフォリオは、建設コンサルタント事業及びファッションブランド事業の2つとなります。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は①トライアイズのブランド力、②各事業において培われた技術力、③顧客とのサービスの品質に基づいた長期にわたる信頼関係、にあると考えております。

まず、①のブランド力につきましては、当社グループの各企業は、関係各分野で高い評価を得ております。建設コンサルタント市場においては、株式会社アイ・エヌ・エーがダム・砂防・河川・海岸に特化した会社として業界で確固たる地位を築いており、水関連の総合的な技術でも多くの実績をあげております。さらに、ファッションブランド事業を構成する老舗企業3社（東京ブラウス株式会社、株式会社松崎、濱野皮革工藝株式会社）が保有する商品ブランドも市場では多くの消費者の方から安心できるブランドとして長きにわたり絶大な信頼を獲得しております。

次に②の技術力に関しましては、水関連に特化した建設コンサルタントとしての確固たる技術、そして婦人服、かばん、ハンドバッグなどのファッションに関する商品開発力と、各グループ会社で保持する技術はそれぞれの市場で広く認められており、各社のアイデンティティ形成の基盤となっております。

最後に③のサービスの品質に基づいた顧客との信頼関係の面では、当社グループは、上述の事業を長年にわたり展開を進めてきた結果、高い技術力とサービスの質をもつ会社として、顧客の高い信頼を得ており、この信頼が当社グループの企業価値を高めるための大きな要素となっております。

このような創業以来の当社グループの取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっております。当社の企業文化の継続・発展を通してのみ当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益を最大化することにつながるものと考えております。一方、近年、当社グループの事業を取り巻く環境は大きく動きつつあります。当社ではコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請や技術競争の流れに沿った多様な契約形態への対応をいち早く進めてまいりました。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、長期ビジョンとして当社グループの上部市場への再上場の実現を目標とし、中期的な取組として、「景気変動の影響を受けない企業グループになること。小さくとも知性を使ってその世界ではNo. 1 となり光ることのできる企業になること。」を目標に掲げ、厳しい経営環境の中でも着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要且つ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年3月26日開催の当社定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様のご承認を得ております。本プランの詳細につきましては以下のとおりです。

④ 本プランの内容

(イ) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ・ 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 代表者の役職及び氏名
- ・ 会社等の目的及び事業の内容
- ・ 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- ・ 国内連絡先
- ・ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記④(b)(i)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

(i) 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(d)の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記(f)に定める手続きを行うものとし、

この場合、当社取締役会は、下記(f)に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

(ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合  
当社取締役会は、買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記(f)に定める手続きを行うものとし、

この場合、当社取締役会は、下記(f)に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

なお、別に開示している「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 株主意の確認

当社取締役会は、上記(e)(ii)に該当する場合、及び、上記(e)(i)に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、株主意の確認手続きとして、株主意確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます）を定めます。株主意の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意確認総会又は書面投票のいずれによって株主意の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(g) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記(e)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

(h) 大規模買付等の開始

買付者等は、上記(a)から(f)に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、(e)記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(イ)(e)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別に定めている「新株予約権無償割当ての概要」の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(イ)(g)に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(イ)(g)に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(ハ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

⑤ 本プランの合理性

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

上記④(ハ)に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(ニ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記④(イ)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ホ) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記④(ハ)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

⑥ 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の④(イ)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記④(イ)(g)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

(a) 名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

(b) その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因に対する経営改善策

当社グループは、「2 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで当社グループは、このような状況を解消すべく、前連結会計年度に策定しました以下の「経営改善策」に現在も継続して取り組んでおり、その結果、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

① 経営政策

経営政策としては、1) 個客経験の共創（一人ひとりの消費者のニーズを捉える）、2) グローバリゼーションの推進（顧客・販売先・仕入先等のステークホルダーすべてについて）、3) IT化の推進、4) 変革と既存概念の否定をかかげております。事業ドメインに関係なく、すべてのグループ会社でこの目標に向けて対応していく所存です。

② 事業政策

当社グループの事業ポートフォリオを多角化することで、景気変動の影響を受けにくい事業体質を確立すべく、ファッションブランド事業と建設コンサルタント事業の2つの中核事業をグループに取り込みました。今後も引き続き、新しい事業ポートフォリオの獲得による多角化を検討してまいります。

③ 財政政策

当社を含むグループ会社での人員削減に加え、当社本店事務所の移転等経営合理化をすすめ、大幅な販売費及び一般管理費の削減の効果が見込まれます。また、事業ポートフォリオの多角化により営業キャッシュフローの拡大も見込め、経営の安定化を図ってまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

### 第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,441,485	1,441,485	大阪証券取引所 (ヘラクレス市場)	単元株式数 10株
計	1,441,485	1,441,485	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## ① 第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年3月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年3月31日）
新株予約権の数（個）	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,161（注）
新株予約権の行使期間	平成17年5月2日～ 平成22年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70,161 資本組入額 35,080.5
新株予約権の行使の条件	① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ② 当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

② 第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月30日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年3月31日）
新株予約権の数（個）	1,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	95,400（注）
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 95,400 資本組入額 47,700
新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員のみ地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 ③ 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年3月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成22年3月31日）
新株予約権の数（個）	22,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	23,010（注）
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 23,010 資本組入額 11,505
新株予約権の行使の条件	① 本新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。 ③ 当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当会社普通株式の分割又は併合が行われる場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当会社が他の会社と合併する場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 （株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日	—	1,441,485	—	5,000,000	—	—

### (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

### (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 101,270	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,277,760	127,776	—
単元未満株式	普通株式 62,455	—	—
発行済株式総数	1,441,485	—	—
総株主の議決権	—	127,776	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

#### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社トライアイズ	東京都千代田区紀尾井町4番1号	101,270	—	101,270	7.00
計	—	101,270	—	101,270	7.00

（注） 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、116,964株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月
最高（円）	1,280	1,425	1,425
最低（円）	1,080	1,050	1,190

（注） 最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、公認会計士中市俊也及び公認会計士松渕敏朗の両氏による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、公認会計士大河原恵史及び公認会計士松渕敏朗の両氏による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度	公認会計士	中市俊也氏
当第1四半期連結会計期間 及び当第1四半期連結累計期間	公認会計士	大河原恵史氏

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,540,378	1,699,016
受取手形及び売掛金	1,184,784	1,574,297
有価証券	503,519	803,315
商品及び製品	871,174	1,170,791
仕掛品	1,630,533	1,255,647
原材料及び貯蔵品	59,019	62,857
その他	361,700	292,817
貸倒引当金	△5,995	△51,966
流動資産合計	6,145,113	6,806,775
固定資産		
有形固定資産	* 1,327,724	* 1,340,725
無形固定資産		
のれん	1,410,986	1,454,383
その他	189,836	188,533
無形固定資産合計	1,600,822	1,642,916
投資その他の資産		
投資有価証券	2,002,832	2,031,517
その他	640,756	636,716
貸倒引当金	△82,362	△50,646
投資その他の資産合計	2,561,227	2,617,586
固定資産合計	5,489,774	5,601,228
資産合計	11,634,888	12,408,004

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	763,943	780,160
短期借入金	650,000	451,950
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
未払法人税等	20,379	87,064
構造改革費用引当金	576,793	—
賞与引当金	81,058	123,564
返品調整引当金	71,349	93,047
受注損失引当金	51,076	36,459
その他	1,231,674	1,261,167
流動負債合計	3,546,274	2,933,413
固定負債		
退職給付引当金	223,797	243,582
負ののれん	—	468,817
その他	66,436	73,894
固定負債合計	290,233	786,293
負債合計	3,836,507	3,719,706
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,000,000	5,000,000
資本剰余金	4,710,945	4,710,945
利益剰余金	△2,051,665	△1,272,586
自己株式	△288,712	△267,895
株主資本合計	7,370,567	8,170,463
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	491	△1,337
為替換算調整勘定	△486	△474
評価・換算差額等合計	4	△1,811
少数株主持分	427,807	519,645
純資産合計	7,798,380	8,688,297
負債純資産合計	11,634,888	12,408,004

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	3,528,728	2,134,700
売上原価	2,292,164	1,429,732
売上総利益	1,236,564	704,968
販売費及び一般管理費	* 1,426,989	* 1,148,144
営業損失(△)	△190,425	△443,176
営業外収益		
受取利息	3,780	971
受取配当金	163	91
負ののれん償却額	13,022	13,022
為替差益	8,617	—
その他	15,025	13,647
営業外収益合計	40,609	27,732
営業外費用		
支払利息	5,782	2,482
賠償責任保険免責額	—	5,000
その他	2,914	2,718
営業外費用合計	8,697	10,201
経常損失(△)	△158,512	△425,645
特別利益		
投資有価証券売却益	754	—
役員退職慰労引当金戻入額	12,000	—
負ののれん一括償却額	—	455,794
その他	1,920	3,388
特別利益合計	14,674	459,183
特別損失		
固定資産除却損	2,890	—
投資有価証券評価損	8,130	—
たな卸資産評価損	—	267,689
構造改革費用	—	576,793
その他	1,417	11,613
特別損失合計	12,438	856,095
税金等調整前四半期純損失(△)	△156,276	△822,557
法人税等	35,941	48,417
少数株主損失(△)	△23,974	△91,894
四半期純損失(△)	△168,243	△779,079

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失(△)	△156,276	△822,557
減価償却費	33,973	25,937
のれん償却額	30,374	30,374
負ののれん一括償却額	—	△455,794
たな卸資産評価損	—	267,689
減損損失	—	1,257
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△294,917	△14,254
退職給付引当金の増減額(△は減少)	19,033	△19,784
賞与引当金の増減額(△は減少)	63,323	△42,506
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△12,000	—
構造改革費用引当金の増減額(△は減少)	—	576,793
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△17,772	14,616
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△50,415	△21,697
投資有価証券売却及び評価損益(△は益)	8,104	△2,518
固定資産除売却損益(△は益)	2,890	845
ゴルフ会員権評価損	—	5,300
受取利息及び受取配当金	△3,943	△1,062
支払利息	5,782	2,482
為替差損益(△は益)	△8,617	△6,041
売上債権の増減額(△は増加)	△681,003	389,513
破産更生債権等の増減額(△は増加)	290,259	△50,156
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,438	△339,120
仕入債務の増減額(△は減少)	126,844	△16,216
その他	316,061	△79,074
小計	△331,739	△555,976
利息及び配当金の受取額	4,290	1,312
利息の支払額	△4,313	△1,014
法人税等の還付額	—	1,024
法人税等の支払額	△71,149	△94,186
営業活動によるキャッシュ・フロー	△402,913	△648,840
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△55,689	△5,499
無形固定資産の取得による支出	△86,240	△13,750
投資有価証券の取得による支出	△155	△92
投資有価証券の売却による収入	9,427	33,322
ゴルフ会員権の売却による収入	—	16,438
貸付けによる支出	△4,605	△1,840
貸付金の回収による収入	7,708	12,373
その他	21,352	3,759
投資活動によるキャッシュ・フロー	△108,201	44,712

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	550,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△5,550	△1,950
社債の償還による支出	△24,000	—
自己株式の処分による収入	13	—
自己株式の取得による支出	△65,753	△20,816
少数株主への配当金の支払額	△786	—
その他	△75,990	△8,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	377,933	168,840
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,617	6,041
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△124,563	△429,247
現金及び現金同等物の期首残高	3,951,899	2,402,331
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 3,827,336	* 1,973,084

**【継続企業の前提に関する事項】**

該当事項はありません。

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第1四半期連結会計期間（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

**【表示方法の変更】**

当第1四半期連結会計期間 （自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）	
（四半期連結損益計算書関係）	
1. 前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました営業外収益の「為替差益」は、金額的重要性が乏しいため、当第1四半期連結累計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の「為替差益」は4,839千円であります。	
2. 前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しいため、当第1四半期連結累計期間では特別利益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の「投資有価証券売却益」は3,388千円であります。	
3. 前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しいため、当第1四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の「投資有価証券評価損」は8千円であります。	

**【簡便な会計処理】**

当第1四半期連結会計期間 （自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）	
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度末に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第1四半期連結会計期間 （自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）	
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

**【追加情報】**

当第1四半期連結会計期間 （自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）	
（負ののれん一括償却） 東京ブラウス株式会社及び株式会社松崎は、当第1四半期連結会計期間において、不採算取引先となっている百貨店での販売活動の停止を基本方針として決議したことから、たな卸資産評価損及び構造改革費用を計上し、両社に係る負ののれんにつき定額償却後残額を一括償却しております。 これによる影響額は、特別利益として455百万円計上されております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、753,731千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、735,913千円であります。
2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 558,301千円	給料手当 457,168千円
賞与引当金繰入額 7,371	賞与引当金繰入額 19,207
退職給付費用 24,578	退職給付費用 18,195

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,876,187千円	現金及び預金勘定 1,540,378千円
有価証券 (MMF・CP) 2,051,149千円	有価証券 (MMF・CP) 503,519千円
預け金 (その他の流動資産) —	預け金 (その他の流動資産) 29,186千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△100,000千円</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△100,000千円</u>
現金及び現金同等物 <u>3,827,336千円</u>	現金及び現金同等物 <u>1,973,084千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日) 及び当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,441,485株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式 116,964株
- 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。
- 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

	建設コンサル タント事業 (千円)	ファッション ブランド事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,514,768	2,013,959	3,528,728	—	3,528,728
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	2,215	—	2,215	(2,215)	—
計	1,516,984	2,013,959	3,530,944	(2,215)	3,528,728
営業利益又は営業損失(△)	33,331	△212,307	△178,976	(11,449)	△190,425

当第1四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）

	建設コンサル タント事業 (千円)	ファッション ブランド事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	503,377	1,631,323	2,134,700	—	2,134,700
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	10,740	—	10,740	(10,740)	—
計	514,117	1,631,323	2,145,440	(10,740)	2,134,700
営業利益又は営業損失(△)	△223,233	△217,844	△441,078	(2,098)	△443,176

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列、市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分の主な製品等

事業区分	主要製品等
建設コンサルタント事業	土木建設事業に関する調査、計画、設計、監理、画像データ表示ビューワ、セキュリティシステム、Web型地図描画エンジン、移動体位置情報管理システム等
ファッションブランド事業	婦人服・かばん・ハンドバッグ・革製品などの企画・製造卸・販売

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年3月31日）

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	2,000,000	1,475,845	△524,155
(3) その他	299,966	299,940	△26
合計	2,299,966	1,775,785	△524,181

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	四半期連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
(1) 株式	1,364	1,512	147
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	203,552	203,552	-
合計	204,917	205,064	147

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)		前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	
1株当たり純資産額	5,564.71円	1株当たり純資産額	6,095.05円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△123.57円	1株当たり四半期純損失金額(△)	△583.88円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期純損失(△)(千円)	△168,243	△779,079
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△168,243	△779,079
期中平均株式数(株)	1,361,541	1,334,305
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

(子会社株式の追加取得による完全子会社化)

当社は、平成22年4月30日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社アイ・エヌ・エーの株式を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。

1. 追加取得の理由

完全子会社化とし、グループ内資本関係の強化を進めることで、経営の自由度を高め、さらにグループとしての管理体制強化、ひいては収益性・成長性を高めていくことで、グループ全体の企業価値の向上を目指します。

2. 株式会社アイ・エヌ・エーの概要

- (1) 商号 株式会社アイ・エヌ・エー
- (2) 代表者 代表取締役社長 池田均
- (3) 本社所在地 東京都北区豊島八丁目4番1号
- (4) 設立年月 昭和40年1月
- (5) 事業内容 総合建設コンサルタント事業（調査、計画、設計、監理）  
I T 事業
- (6) 決算期 11月
- (7) 従業員数 225人
- (8) 資本金 222百万円
- (9) 発行済株式総数 3,300,000株
- (10) 大株主構成及び所有割合 株式会社トライアイズ 76.1%

3. 追加取得予定株数

786,700株（発行済株式数の23.8%）

4. 追加取得後の予定累計保有株数

- (1) 追加取得前の累計保有総数 2,510,000株（発行済株式数の76.1%）
- (2) 追加取得後の予定累計保有総数 3,296,700株（発行済株式数の99.9%）
- (3) 自己株式 3,300株（発行済株式数の0.1%）

5. 本件が連結業績に与える影響

本件買付は、株式会社アイ・エヌ・エーの株式を1株あたり239円31銭で譲受けるものあり、負ののれん178百万円が発生いたします。当該負ののれんにつきましては、一括償却することを見込んでおります。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月14日

株式会社トライアイズ

取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 中市 俊也 印

公認会計士 松渕 敏朗 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、前連結会計年度に引き続き営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

株式会社トライアイズ  
取締役会 御中

公認会計士桜友共同事務所

公認会計士 大河原 恵史 印

公認会計士 松渕 敏朗 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年4月30日の取締役会決議に基づき、連結子会社である株式会社アイ・エヌ・エーの株式を追加取得し、完全子会社化することを決議した。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。